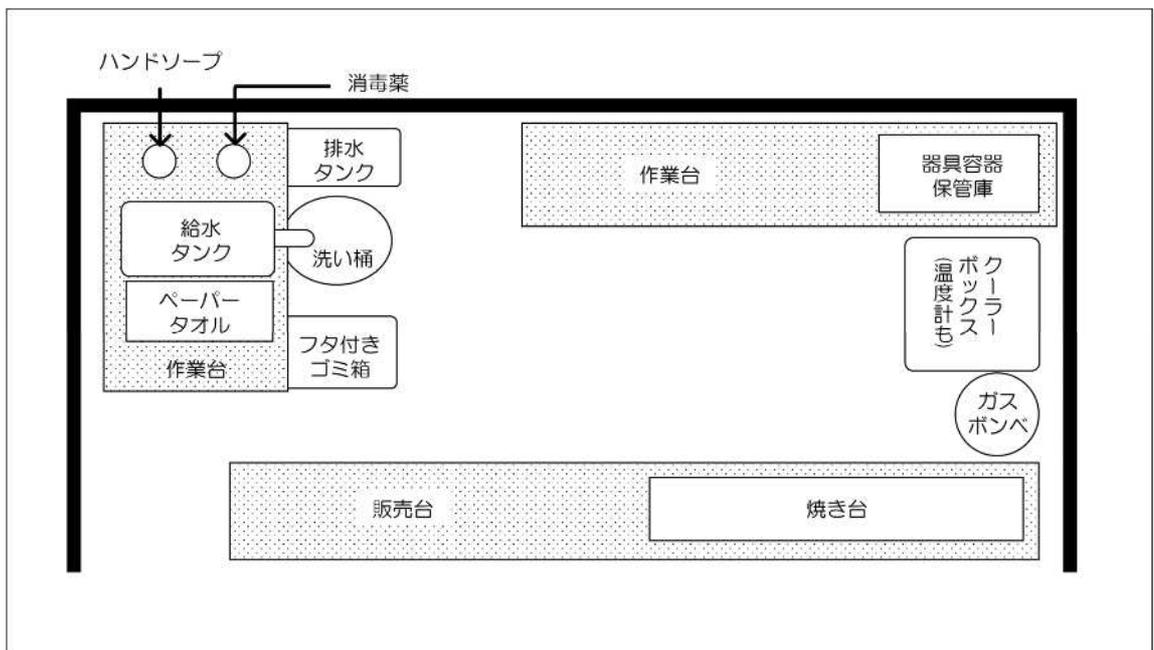


○臨時営業と仮設営業について

	臨時営業	仮設営業
許可期間	イベント出店期間のみ (2週間を限度とする)	5年間
営業場所	限定された場所(祭り会場内等)	北九州市内一円
手数料	2,300円/件	新規:8,000円/件 (更新:6,000円/件)
申請手続きについて	事前申請 →保健所、区役所(小倉北、八幡西除く) ※当日申請はできません。	事前申請(設備一式要持込) →保健所のみ ※当日申請はできません。

○仮設営業・臨時営業の施設基準について

【例】



<input type="checkbox"/> 風雨を防ぐことができる構造 (三方幕付きテント) <input type="checkbox"/> 給水タンク・排水タンク <input type="checkbox"/> 冷蔵(冷凍)設備 (クーラーBOX等) および温度計 <input type="checkbox"/> 器具・容器の保管ケース (フタ付きのプラスチックケースなど)	<input type="checkbox"/> フタ付きのゴミ箱 <input type="checkbox"/> 洗い桶(器具類洗浄用) <input type="checkbox"/> ハンドソープや消毒薬 (アルコールスプレーなど)  ※かき氷:密閉式で自動式の削氷器を使用。 ※アイスクリームの小分け:ディッシャーはこまめに消毒
--	---

☆☆ その他ご不明な点は、管轄の保健所にお問い合わせ下さい！ ☆☆

担当地区	保健所	連絡先
門司・小倉北・小倉南	東部生活衛生課 食品衛生係 北九州市小倉北区馬借一丁目7-1	093-522-8728
若松・八幡東・八幡西・戸畑	西部生活衛生課 食品衛生係 北九州市八幡西区黒崎三丁目15-3	093-642-1818